

会社名：株式会社ミトク



www.mitoku.com

- ・顧客： EU、米国などオーガニック食品取扱輸入卸売業。
- ・顧客の販売先： 大手を含むオーガニック食品小売業他

- ・要求事項： 顧客要求は年々更厳しさを増していて、下記全てにおいて包材が関係し、書類の提出が求められています。
 - EU、米国の法律遵守(食品接触材規則など)
 - 食品安全管理(GFSI承認規格取得の推奨など)
 - オーガニックやビーガン団体の自主規制
 - 環境問題への対応
(プラスチック削減、生分解性、リサイクル等)
 - ソーシャルレスポンスビリティ他

【事例】即席味噌小袋フィルムのEU食品接触材規制への対応

- ・輸出先：EU
- ・背景： 仕入れ先の食品メーカーが包材を手配。
溶出試験費用の負担が大きいため、ユニオンリストに記載された物質のみの使用を確認し、輸出開始。
支援を機に溶出試験を実施し、顧客要求である試験結果と宣言書を提出し輸出の継続を可能にする。
- ・費用： 分析費用40.3万円
- ・取組内容：①食品メーカーから川上の包材や樹脂メーカーに溶出試験の情報提供、宣言書作成が可能か確認
②分析機関に検査項目、費用等を確認
包材メーカーから分析と適合宣言書作成に必要な材質情報を入手
③検査項目が出たら包材メーカーに内容精査を依頼、検査項目決定
④試験実施。結果を元に宣言書を作成いただく
- ・取組結果：試験結果を元に包材メーカーに宣言書作成を依頼、作成。
顧客の年1回の包材情報更新時に、完成した宣言書を提出予定。

課題

1)ミドルマンの存在と知識不足

食品メーカーと包材・樹脂メーカー の間に、包材商社(複数の場合あり)、製袋業など複数社を介す必要があり、試験や宣言書作成までたどり着かない。常にEU包材規則について説明を求められ、中間企業の知識不足を痛感する。中間企業のやりとりが見えず、何が問題で話が進まないのか不明のまま断念することが多々ある。

2)樹脂メーカーの情報提供は努力義務

機密保持契約を提案しても情報開示いただけない場合あり。開示が不可能ならば適合宣言だけでもご用意いただきたいが、努力義務止まりなのでなす術がない。樹脂メーカー、最終製品を作る包材メーカー、中身を扱う食品メーカー全てが溶出試験や宣言書に関わるので協力的でないといけないと難しい。

課題

3)分析機関で法律の解釈が違う

内容物の分類や試験方法など、解釈が違うので、包材メーカーの理解度が
高くないと試験項目を判断するのは難しい。

4)汎用品の使用

- 輸出品であるにも関わらず、食品メーカーが輸出用として包材を手配せず
安価な汎用品を手配していることがある。汎用品の場合包材メーカーも
輸出を想定していないため溶出試験、宣言書作成が困難。
- 汎用品は予告なしに素材変更されることもあり、適合させる事はそもそも
困難。
- 輸出に対応するためオーダーメイド品にする場合、ロット過多など手がでない
場合もあり、出荷数が大きくない場合難しいこともある。

課題

5) 試験後の素材変更や法改正

試験の実施後に素材変更があった場合、また、法改正で再度試験実施が必要な場合がある。出荷数が少ない場合大きな負担になってしまう。

6) GMP EC No. 2023/2006(適正製造規範)

食品接触材規則(EC No. 1935/2004)の宣言書に必要なGMPを宣言できないところが多い。FSSC22000など取得していればカバーされるが、中小の包材メーカーでは「英語なのでわからない」と放棄されてしまう。

7) EU適合宣言書の書き方

宣言書の書き方がわからない包材メーカーが多い。
例えば、二重用途添加物。包材メーカーが二重用途添加物を使用した場合、食品メーカーが制限値を超えないように使用添加物と使用量を報告をする必要があるが、機密事項として報告しないケースがある。

課題

8)リサイクル

リサイクルや再生可能有無、生分解性、モノマテリアルなどのEU顧客からの問い合わせは増加傾向にある。
また、英国やスペインの使い捨てプラスチック課税もあり
食品接触材規制以外にも対応すべき事項が増えている。

公的機関機の支援への要望

- ・樹脂メーカー、包材メーカーへの協力要請
- ・中小包材・食品メーカー向けのEU基準の溶出試験の進め方、GMP含め適合宣言書の書き方の手引きの作成
- ・輸出包材の標準化
- ・輸出をめざす食品や包材メーカーが相談できる食品用包材コンサルタントの設置